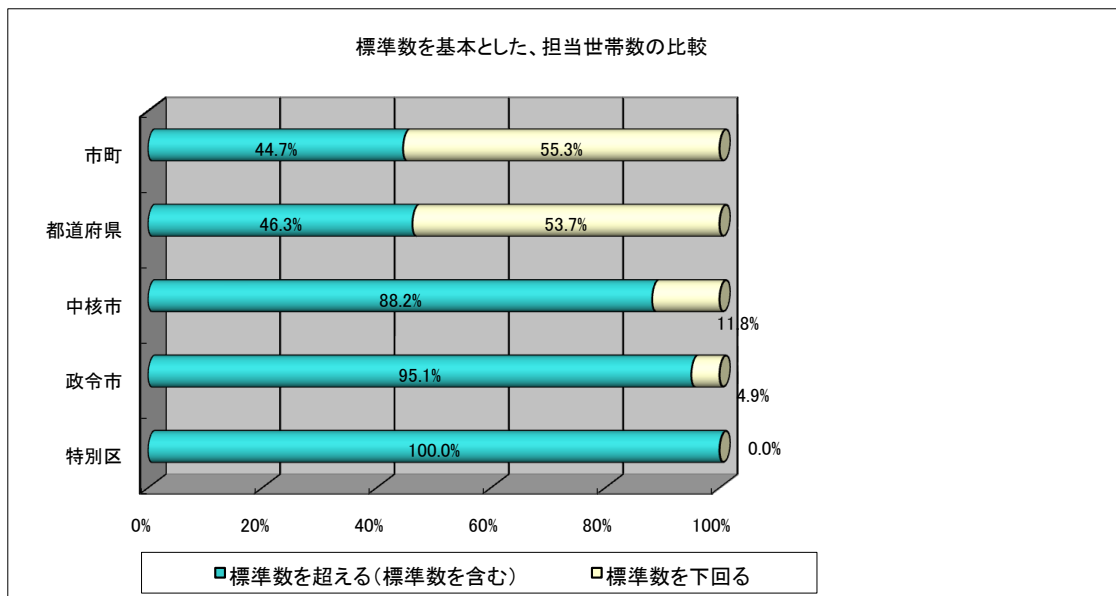


■ 自治体規模別 ケースワーカー1名あたりの担当世帯の傾向



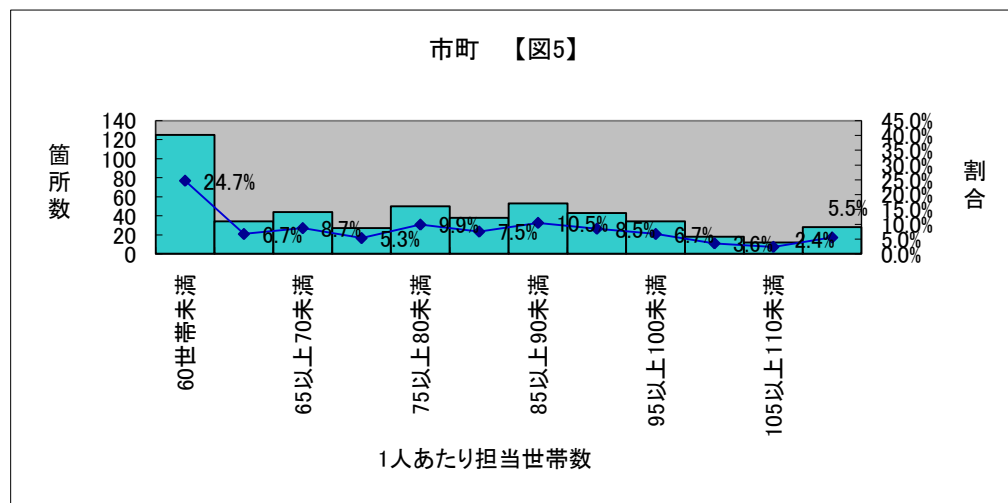
ケースワーカー1人あたりの担当世帯は、都道府県標準数65、市区町80となっており、標準数を基本とした比較(標準数を超えるか下回るか)では、政令市・特別区・中核市で80%を超える福祉事務所が標準数を上回っていることがわかります。

また、都道府県や市町においては、標準数を超えるところは約半数ほどにとどまっているものの、後に示すとおり、福祉事務所ごとの散らばりの幅が大きいため、各自治体の規模や地域性などによって大きく差があるのが現状です。

市町(政令市・中核市・特別区を除く)

ケース数	割合	累積割合
60世帯未満	24.7%	24.7%
60以上65未満	6.7%	31.4%
65以上70未満	8.7%	40.1%
70以上75未満	5.3%	45.5%
75以上80未満	9.9%	55.3%
80以上85未満	7.5%	62.8%
85以上90未満	10.5%	73.3%
90以上95未満	8.5%	81.8%
95以上100未満	6.7%	88.5%
100以上105未満	3.6%	92.1%
105以上110未満	2.4%	94.5%
110以上	5.5%	100.0%

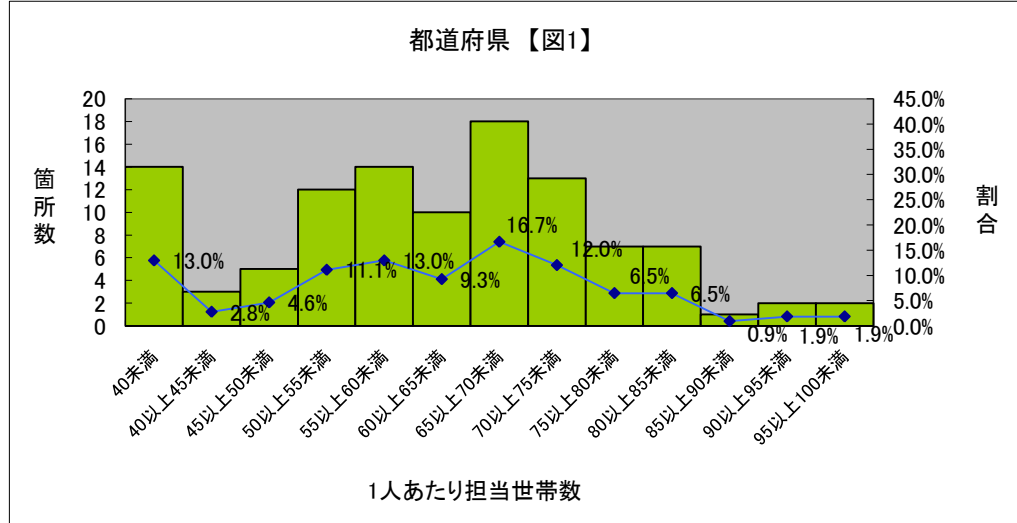
最大値 175.0
 最小値 9.8
 中央値 77.3
 平均値 75.4



都道府県

世帯数	割合	累積割合
40未満	13.0%	13.0%
40以上45未満	2.8%	15.7%
45以上50未満	4.6%	20.4%
50以上55未満	11.1%	31.5%
55以上60未満	13.0%	44.4%
60以上65未満	9.3%	53.7%
65以上70未満	16.7%	70.4%
70以上75未満	12.0%	82.4%
75以上80未満	6.5%	88.9%
80以上85未満	6.5%	95.4%
85以上90未満	0.9%	96.3%
90以上95未満	1.9%	98.1%
95以上100未満	1.9%	100.0%

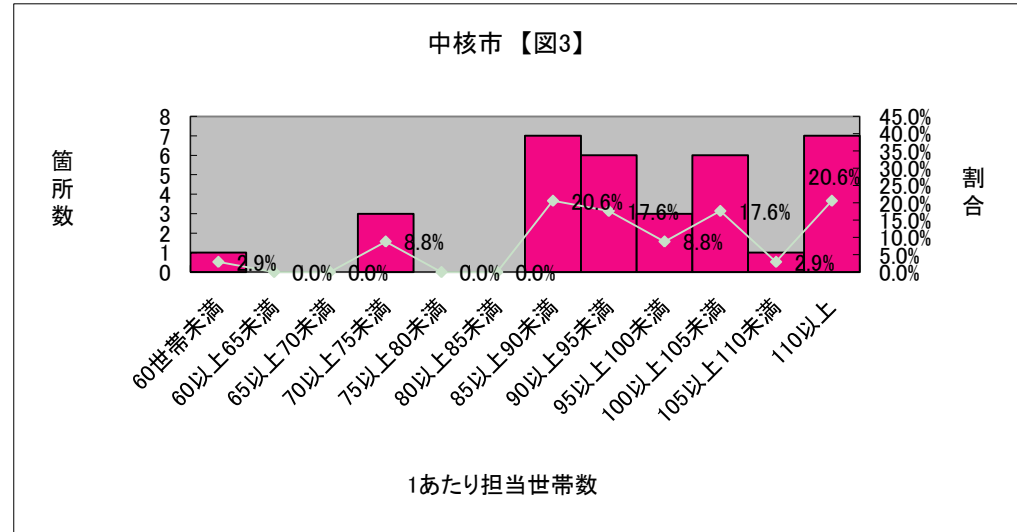
最大値 98.0
 最小値 4.4
 中央値 62.4
 平均値 61.1



中核市

ケース数	割合	累積割合
60世帯未満	2.9%	2.9%
60以上65未満	0.0%	2.9%
65以上70未満	0.0%	2.9%
70以上75未満	8.8%	11.8%
75以上80未満	0.0%	11.8%
80以上85未満	0.0%	11.8%
85以上90未満	20.6%	32.4%
90以上95未満	17.6%	50.0%
95以上100未満	8.8%	58.8%
100以上105未満	17.6%	76.5%
105以上110未満	2.9%	79.4%
110以上	20.6%	100.0%

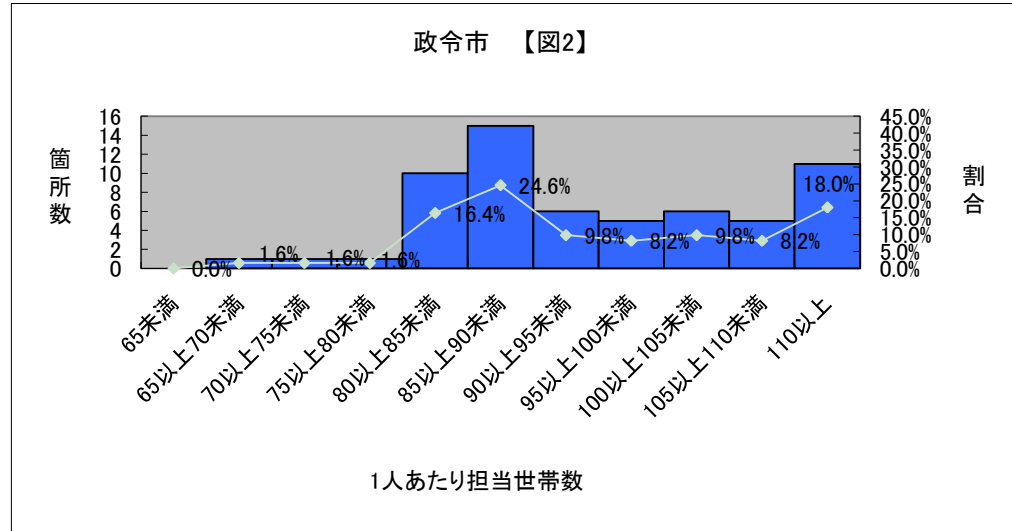
最大値 164.9
 最小値 31
 中央値 95.0
 平均値 97.8



政令市

ケース数	割合	累積割合
65未満	0.0%	0.0%
65以上70未満	1.6%	1.6%
70以上75未満	1.6%	3.3%
75以上80未満	1.6%	4.9%
80以上85未満	16.4%	21.3%
85以上90未満	24.6%	45.9%
90以上95未満	9.8%	55.7%
95以上100未満	8.2%	63.9%
100以上105未満	9.8%	73.8%
105以上110未満	8.2%	82.0%
110以上	18.0%	100.0%

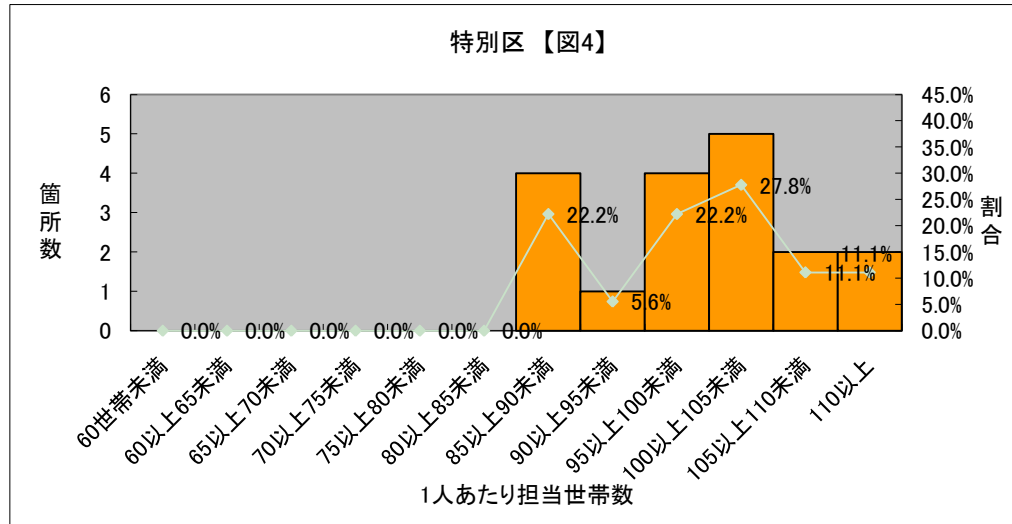
最大値 131.2
 最小値 66.1
 中央値 92.8
 平均値 96.0



特別区

ケース数	割合	累積割合
60世帯未満	0.0%	0.0%
60以上65未満	0.0%	0.0%
65以上70未満	0.0%	0.0%
70以上75未満	0.0%	0.0%
75以上80未満	0.0%	0.0%
80以上85未満	0.0%	0.0%
85以上90未満	22.2%	22.2%
90以上95未満	5.6%	27.8%
95以上100未満	22.2%	50.0%
100以上105未満	27.8%	77.8%
105以上110未満	11.1%	88.9%
110以上	11.1%	100.0%

最大値 116.0
 最小値 86.7
 中央値 100.1
 平均値 99.9

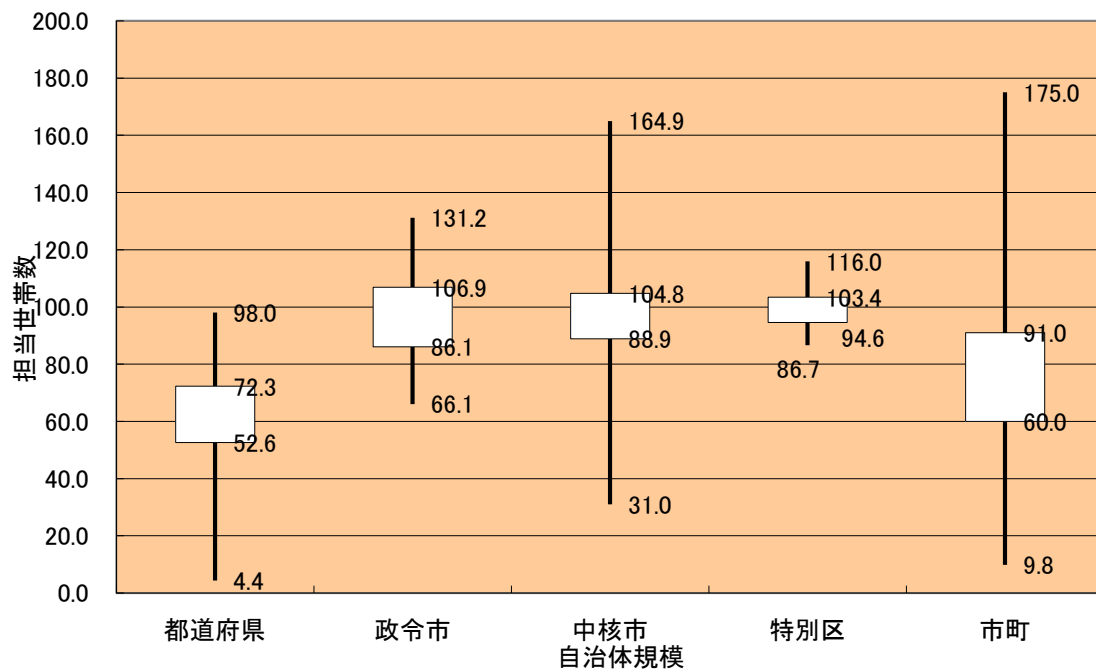


■ 都市別 ケースワーカー1名あたりの担当世帯の散らばり(バラつき)の程度

各福祉事務所の規模により、どのグループでも担当世帯数に散らばり(バラつき)があります。どの程度散らばりがあるのかは下記の図の通りです。

	都道府県	政令市	中核市	特別区	市町
第1四分位	52.6	86.1	88.9	94.6	60.0
最大値	98.0	131.2	164.9	116.0	175.0
最小値	4.4	66.1	31.0	86.7	9.8
第3四分位	72.3	106.9	104.8	103.4	91.0

規模別の散らばり(バラつき)の程度 【図A】



担当世帯数の散らばりの程度は、市町(最大175.0、最小9.8)や中核市(最大164.9、最小31.0)で大きく見られます。

一方、政令市や特別区においては、散らばりの程度が小さく、100世帯周辺に集中する傾向が大きいことがわかります。

とりわけ、特別区においては、最大値と最小値の差が小さく、散らばりの幅が極端に小さいことや、図4にも示したとおり、回答のあったすべての福祉事務所で標準世帯数である80世帯を大きく上回っていることが明らかとなっています。

■自治体規模別の散らばり(バラつき)の全体像

以下は、回答のあった各自治体規模別に、どのような散らばり方をしているか、示したものです。

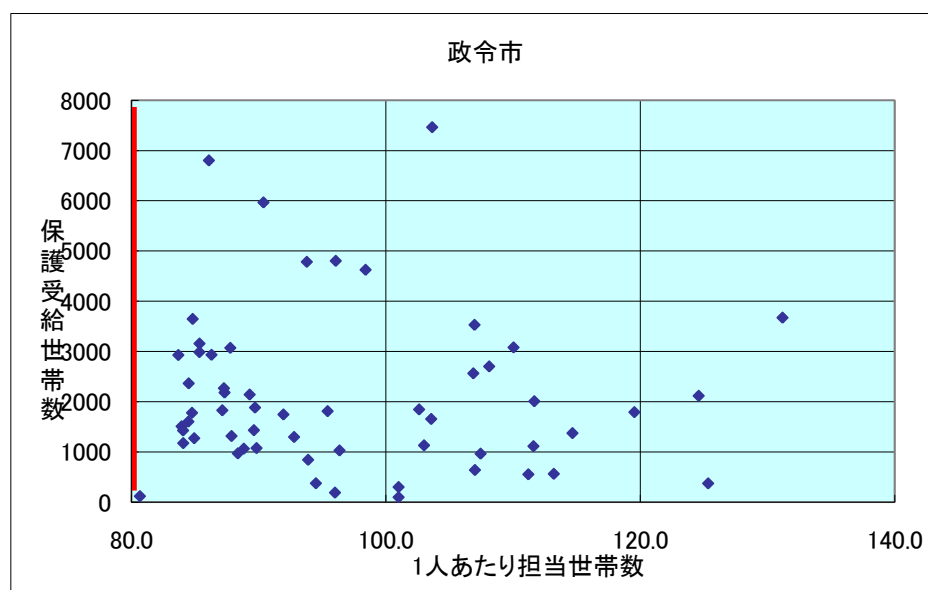
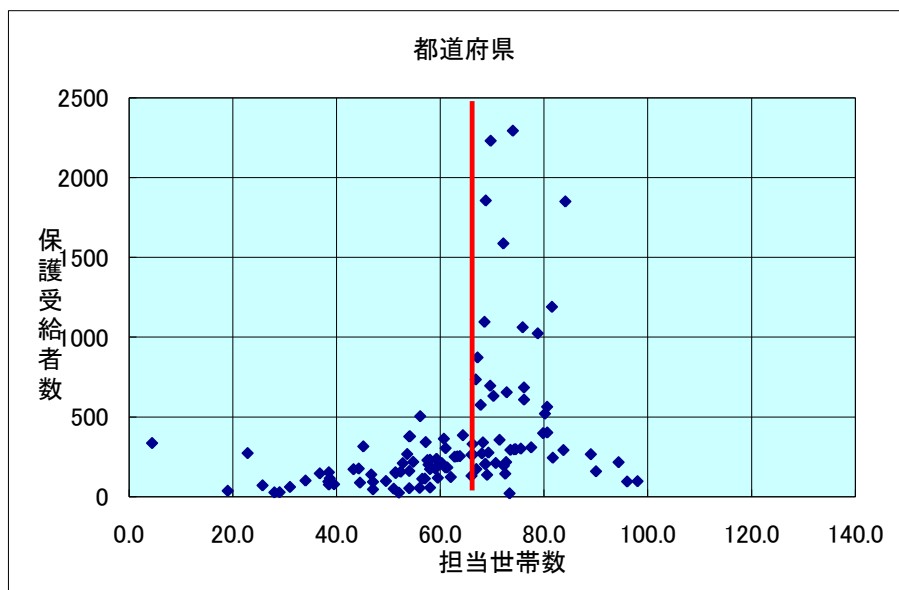
下記図の中で、政令市については、ひとつの市において、複数の福祉事務所を一括してご回答いただいたため、他と比べて受給者数が明らかに多く、他のデータとの差があるため、図中には入れませんでした。

下記散布図の点の散らばり方をみると、都道府県・中核市・市町では、保護受給者世帯の上昇に伴い、1ケースワーカーあたりの担当世帯も増えていることがわかります。

点の集中部分に着目すると、政令・中核市・特別区では担当世帯数が80を超える部分に集中していることから、都市部などを中心に、1人あたりの担当世帯数が標準である80を上回っている傾向がうかがえます。

一方、都道府県では、担当世帯数60の周辺に集中していますが、標準数が65であるにもかかわらず、これを大きく上回る80から100の部分にも散らばりがあり、担当地域が広い都道府県福祉事務所における業務の困難さは否めません。

市区については、1人あたり担当世帯数60から80に極端に集中していることがわかります。



※1福祉事務所を除く（保護受給者世帯数が著しく大きかったため）

